

○被疑者取調べの監督に関する訓令の制定について

(平成21年3月10日島総甲第117号ほか各所属長あて本部長例規通達)

最終改正 令和元年5月29日

被疑者取調べの監督の実施に関し、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)が平成21年4月1日から施行されることから、島根県警察における規則の運用について定めるため、被疑者取調べの監督に関する訓令(平成21年島根県警察訓令第5号。以下「訓令」という。)を次のとおり制定したので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、規則施行日の午前0時以降に行われた被疑者取調べを監督の対象とするが、同日以降になされた同日前の被疑者取調べに係る苦情の申出等があれば、これを端緒として調査を行うこととなるので、留意すること。

記

第1 制定の趣旨

被疑者取調べの監督は、これを適切に運用することにより、被疑者取調べの適正化に資することとしなければならない。その実施は規則に定めるところにより行われるものであるが、規則によるもののほか島根県警察における実施要領等について明確に定めておく必要があることから、この訓令を制定するものである。

第2 訓令の要点

- 1 取調べ監督官、監督補助者、巡察官及び取調べ調査官の指名の要領等について定めた。
- 2 監督部門における取調べ監督業務の円滑な実施に資するため、捜査部門は監督部門へ取調べ予定の連絡を行うこととした。
- 3 規則第6条第1項の規定による被疑者取調べの状況の確認(以下「取調べ状況の確認」という。)を行う場合の要領等について定めた。
- 4 取調べ監督官、捜査主任官又は巡察官が行った通知、措置要求、巡察結果等の内容等を記録する要領等を定めた。
- 5 被疑者取調べについて苦情の申出を受けた警察職員が、取調べ監督官へ通知する要領を定めるとともに、取調べ監督官は警務部総務課長に報告することとした。
- 6 巡察官が行う巡察は、必要があると認めるときに行うことを定めた。
- 7 異なる都道府県警察の間で行われる被疑者取調べの監督について、被疑者取調べの実施連絡及び取調べ状況の確認に関する連絡の要領等について定めた。

第3 解釈及び運用上の留意事項

1 取調べ監督官の指名等(第3条関係)

取調べ監督官の指名に当たり、警察署の状況等によっては、副署長、調整官又は次長(以下「副署長等」という。)を取調べ監督官に充てることが想定されるが、この場合であっても、規則第4条第3項の趣旨に反するとの謗りそしを受けるこ

とのないよう、適正な職務執行に留意すること。

2 監督補助者の指名等（第4条関係）

- (1) 監督補助者は、取調べ監督官が不在の場合に備え、その職務を補助する者であり、適切に運用することが必要である。

監督補助者は、必ずしも監督部門の警察官に限らず、実情に応じて監督部門以外の警察官を含めて複数名を指名できるものとする。

- (2) 署長は、監督補助者の指名に当たっては、次のことに留意すること。

ア 副署長等を取調べ監督官に充てる場合など、取調べ監督官に指名された者が行う監督業務のほか他の業務の負担状況を勘案すること。

イ 当直時間帯における取調べ状況の確認に必要な体制を確保するため、当直責任者又は当直副責任者に充てられる者のうちからあらかじめ指名する。ただし、必要と認めるときは、本部担当課との協議を経た上で、当直責任者及び当直副責任者に充てられる者以外の当直員を監督補助者として指名することができる。

ウ 地域警察官に巡視等を行う警察署の幹部のうちから指名し、交番その他の派出所及び駐在所において行われる取調べ状況の確認に必要な体制を確保すること。

エ 広域交番が設置されている警察署にあっては、広域交番所長を指名し、広域交番において行われる取調べ状況の確認に必要な体制を確保すること。

- (3) 監督補助者は、規則第4条第3項の趣旨に反するとの謗りを受けることのないよう、次のことに留意すること。

ア 監督部門以外の者が監督補助者として取調べ状況の確認を行う場合は、原則として、所属する部門が捜査を担当する取調べ状況の確認を行わないこと。

イ 広域交番所長が監督補助者として取調べ状況の確認を行う場合は、当該広域交番に勤務する地域警察官は取調べ状況の確認を行わないこと。

ウ 当直時間帯において、監督補助者に指名された当直員が当該被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事している場合は、当該捜査に従事していない他の監督補助者が取調べ状況の確認を行うものとし、現に監督対象行為を確認したときは、取調べ監督官の指示を受けて適切に対応すること。

エ ウの規定は、監督補助者として指名された当直員が当該被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事している場合において、捜査指揮の一環として当該被疑者取調べを視認することを妨げない。

なお、この場合の視認は監督部門の視認には該当しないため、監督部門の視認が必要な場合は、当該捜査を担当してない監督補助者が視認すること。

- (4) 取調べ監督官は、監督補助者に対し、その職務を行わせるに当たり、必要な指導教養を行うこと。

3 巡察官の指名等（第5条関係）

巡察官には複数名を指名し、取調べ監督官を兼ねることができるものとする。

4 被疑者取調べ予定の連絡（第7条関係）

- (1) 被疑者取調べの予定を連絡する内容は、被疑者氏名、罪名、日時、場所及び取調べ警察官の氏名とする。ただし、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合には、必ずしも被疑者氏名や罪名まで連絡する必要はなく、予定日時、場所及び取調べ警察官の氏名の連絡を行えば足りるものとする。

なお、ただし書の措置を講ずる場合は、事前に当該監督部門に連絡すること。

- (2) 通常の被疑者取調べの予定の連絡は、取調べを行う前日までに連絡することとし、急遽^{きよ}の場合など予期しない被疑者取調べの場合は、少なくとも取調べを行う旨の連絡を行うこととした。この場合においては、口頭や電話等の適宜の方法で行うこと。

5 取調べ状況の確認等（第8条関係）

- (1) 捜査主任官は、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第182条の2第1項）の写しを、取調べを開始した日の翌日（取調べを開始した日が土曜日、日曜日若しくは国民の休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に該当するときは、最初の勤務日）までに監督を担当する取調べ監督官に交（送）付すること。

なお、取調べ場所が遠隔地等の場合は、ファックス等により送付しても差し支えない。

- (2) 捜査部門において、取調べ状況報告書の写しの交（送）付により犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合には、必ずしも被疑者氏名や罪名等まで明らかにする必要はないものとする。この場合、同記載欄をマスキングし、固有の番号、記号等を付した取調べ状況報告書の写しを作成して交（送）付すること。

なお、この措置を講ずる場合は、事前に当該取調べ監督官に連絡すること。

- (3) 監督部門は、取調べ状況報告書の写しの取扱い状況を明確にしておくため、同写しを受領したときは、取調べ状況報告書（写）受領簿（別記様式）に記録しておくこと。

なお、受領した取調べ状況報告書の写しは、取調べ状況報告書の作成年月日から1か月が経過した後、速やかに廃棄するとともに、取調べ状況報告書（写）受領簿にその旨を記録しておくこと。

- (4) 取調べ監督官は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項）、取調べ状況報告書等の閲覧を行うほか、規則第6条第1項に規定するその他の方法として取調べ室の外部からの視認を行うこと、規則第7条の規定による被疑者取調べに関する苦情の通知を受けること等により、取調べ状況の確認を行うものである。

- (5) 取調べ室外部からの視認を行う場合とは、特定の捜査部門による取調べの適正確保に向けた取組が機能していないと認められ、取調べ監督部門による視認や巡察を行う必要性が生じる場合、弁護人から苦情の申出がなされるなど不適正な取調べが行われる蓋然性が高い場合、捜査部門から要請がある場合等、監督部門として視認が必要と認められる場合とする。

- (6) 視認を行った場合、監督対象行為の有無にかかわらず、その結果を視認結果記録簿（訓令様式第5号）に1日ごとに記録すること。
- 6 現に監督対象行為を認めた場合の措置等（第10条関係）
捜査主任官が、規則第6条第3項又は第4項の規定による措置を講じた場合に記録する措置結果等記録簿は、監督部門において保管しておくこと。
- 7 苦情の通知（第11条関係）
(1) 規則第7条の規定は、飽くまでも被疑者取調べに係る苦情が被疑者取調べの監督に資するものであることを前提としたものであり、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項の規定による苦情の処理その他同項に規定する苦情以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではない。したがって、警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様、苦情処理に係る所要の手続に従って適切に処理することとなることに留意すること。
(2) 第4項の規定による本部総務課長への報告は、電話録取書の写しの送付等の適宜の方法によること。
(3) 被疑者取調べの監督は、被疑者取調べについての苦情の処理にも資するものであることから、監督部門は苦情処理を担当する部署と緊密に連携し、調査の実施及びその結果の連絡等を行うこと。
- 8 巡察（第12条関係）
「必要があると認めるとき」とは、県下において不適正事案が発生したため、一斉に巡察を行うべきであると判断した場合のほか、諸情勢を踏まえ、県下の取調べ室について定期的に巡察を行うべきと判断した場合等である。
- 9 取調べ状況の確認結果等の報告（第13条関係）
取調べ状況の確認結果等の報告は、被疑者取調べを開始した日の翌日（取調べを開始した日が土曜日、日曜日若しくは国民の休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に該当するときは、最初の勤務日）までに行うこと。
- 10 都道府県警察間の連絡（第16条関係）
(1) 対象となる被疑者取調べが他の都道府県警察で行われる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負うこととなるが、警察法第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡する必要がある。具体的には、甲県警察の事件に係る被疑者取調べが乙県警察丙警察署の取調べ室で行われる場合には、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、乙県警察丙警察署の取調べ監督官が、必要に応じて視認等の方法により取調べ状況の確認を行い、また、当該確認の結果を甲県警察に通知することとなる。この場合において、甲県警察と乙県警察とは関係書類の写しの送付を受けるなどにより、必要な資料の共有を行う必要がある。

- (2) 取調べ監督官は、第1項の取調べに関し取調べ状況の確認及びその結果の通知の依頼を受けた場合は、適切に対応すること。また、第2項の取調べに関しては、捜査主任官と緊密に連絡し、必要に応じて他の都道府県警察に視認等の依頼を行うこと。

様式 〔略〕